源泉所得税の改正のあらまし

BEPS防止措置実施条約関係

平成 30 年 12 月

国税广

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。 **国税庁ホームページ www. nta. go. jp**
- 源泉所得税の納付は e-Tax で!!国税電子申告・納税システム (e-Tax) ホームページwww. e-tax. nta. go. jp

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、今般、「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」(BEPS防止措置実施条約)(「以下「本条約」といいます。)が我が国について平成31年(2019年)1月1日に発効することとなりました。

本条約は、BEPSプロジェクトにおいて策定された税源浸食及び利益移転を防止するための措置(BEPS防止措置)のうち租税条約に関連する措置を、本条約の締約国間の既存の租税条約に導入することを目的としており、本条約の締約国は、租税条約に関連するBEPS防止措置を、多数の既存の租税条約について同時かつ効率的に実施することが可能となります。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、本条約やこのパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉 徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注) このパンフレットは、平成30年9月27日時点で公表されている情報に基づいて作成しています。

1 本条約の適用対象となる租税条約について

本条約の各締約国は、その既存の租税条約のいずれを本条約の適用対象とするかを任意に選択することができます。

本条約は、各租税条約の全ての締約国がその租税条約を本条約の適用対象とすることを選択したものについてのみ適用され、各租税条約のいずれかの締約国が本条約の締約国でない場合又はその租税条約を本条約の適用対象として選択していない場合には、本条約はその租税条約については適用されません。

我が国が本条約の適用対象としている我が国の租税条約の相手国・地域は次のとおりです。

アイルランド、アラブ首長国連邦、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウクライナ、英国、エジプト、オーストラリア、オランダ、カザフスタン、カナダ、韓国、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スウェーデン、スロバキア、チェコ、中国、ドイツ、トルコ、ニュージーランド、ノールウェー、パキスタン、ハンガリー、フィジー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ルーマニア(39か国・地域)

2 BEPS防止措置の選択及び適用について

本条約の各締約国は、本条約に規定する租税条約に関連するBEPS防止措置の規定のいずれを既存の租税条約について適用するかを所定の要件の下で選択することができます。

本条約に規定する租税条約に関連するBEPS防止措置の規定は、原則として、各租税条約の全ての締約 国がその規定を適用することを選択した場合にのみその租税条約について適用され、各租税条約のいずれか の締約国がその規定を適用することを選択しない場合には、その規定はその租税条約については適用されま せん。

なお、本条約の各締約国が適用することを選択した本条約の規定は、原則として、本条約の適用対象となる全ての租税条約について適用され、特定の租税条約についてのみ適用すること又は適用しないことを選択することはできません。

本条約に規定する租税条約に関連するBEPS防止措置の規定が既存の租税条約について適用される場合には、本条約の規定が、既存の租税条約に規定されている同様の規定に代わって、又は既存の租税条約に同様の規定がない場合にはその租税条約の規定に加えて、適用されます。

我が国が適用することを選択している本条約の規定のうち、源泉所得税に関する主な規定は次のとおりです。

- (1) 課税上存在しない団体を通じて取得される所得に対する条約適用に関する規定(第3条)
- (2) 双方居住者に該当する団体の居住地国の決定に関する規定(第4条)
- (3) 取引の主たる目的に基づく条約の特典の否認に関する規定(第7条)
- (4) 第三国内にある恒久的施設に帰属する利得に対する特典の制限に関する規定(第10条)
- (5) コミッショネア契約を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定(第12条)
- (6) 特定活動の除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定(第13条)

3 本条約の適用開始時期について

本条約は、各租税条約の両締約国がその租税条約を本条約の対象とすることを選択し、かつ、本条約が両締約国について発効する場合に、順次、その租税条約について適用されます。

我が国と次に掲げる国との租税条約については、平成31年(2019年)1月1日にこの条件を満たすこととなり、我が国の源泉所得税については、スウェーデンを除き(**)、同日以後に支払を受けるべきものから本条約が適用されます。

イスラエル、英国、オーストラリア、スウェーデン ^(※) 、スロバキア、ニュージーランド、フランス、ポーランド (8か国)

(※) スウェーデンについては、スウェーデンが行う所定の通告を寄託者が受領した日の後 30 日を経過した日以後に開始する年の1月1日以後に支払を受けるべきものから本条約が適用されます。

《参考》

新たに本条約が適用されることとなる租税条約など、本条約に関する最新の情報につきましては、財務省ホームページ(http://www.mof.go.jp)に掲載されている<u>「BEPS防止措置実施条約に関する資料」のページ(http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/mli.htm)</u>をご覧ください。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく最寄りの税務署又は電話相談センターにお尋ねください。



この社会あなたの税がいきている